

## 横浜市立平戸台小学校PTA規約



1. 名 称           この会は、平戸台小学校保護者(またはそれに代わる者)と教師の会(略称PTA)といます。
2. 目 的           この会は、保護者と教師が、子どものしあわせを守るために、児童憲章に基づき教育について話し合い、理解し合い、協力し合って、児童が心身ともに、健全な成長をするよう努力する集まりです。
3. 会 員           この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と教職員で構成されます。
4. 組 織           この会は、次の組織によって構成されます。

### (1) 役員会

保護者から選出されたPTA役員(本部役員)と校長先生、副校長先生から構成されます。PTAの目的である子どものしあわせを守るため、保護者・学校・地域と連携を取り、活動を行います。

☆委員の選出

校長先生、副校長先生の他に次の役職が保護者から選出されます。  
本部役員の選出方法については「5. 選出方法」を参照ください。

会 長 1名(保護者) この会を代表し、総会などを招集します。

副会長 2名(保護者) 会長補佐し、会長不在の場合は職務を代行します。

会 計 3名(保護者2名、教師1名) 予算に基づいて経理事務を行います。

書 記 3名(保護者2名、教師1名) 総会や運営委員会の議事を記録します。

\* 但し、戸塚区PTA連絡協議会会長校、副会長校となる年度のみ、戸塚区PTA連絡協議会(区P連)専任の役員を1~3名選出します。専任での選出が難しい場合は兼任での選出も可能とします。

その選出にあたるのは、前年度の本部役員とします。選出人数は変更の可能性があります。

### (2) 校外指導委員会

子どもたちをとりまく地域の環境を良くすることに努め、校外における子どもたちを直接指導します。

☆委員の選出

校外指導委員は**各地区**より選出します。

また、校外指導委員会は委員長、副委員長および書記を選出します。

### (3) 会計監査兼推薦委員会

会計監査兼推薦委員会は会計の監査を行う会計監査の役割と、次年度の本部役員および会計監査兼推薦委員会の役員の選出を行う推薦委員の役割を担います。

会計監査兼推薦委員会は保護者から3~4名、教職員2名で構成されます。

☆委員の選出

保護者から3~4名選出されます。

会計監査兼推薦委員の選出方法については「5. 選出方法」を参照ください。

### (4) 特別委員会

☆この会の活動にて必要に応じて特別委員会を設けます。

- (5) PTAアシスタント  
PTAアシスタントは原則として、本部役員、校外指導委員会、会計監査兼推薦委員会および特別委員会に選出されていない保護者で構成されます。  
子どもたちの学校生活をより良いものとするため、保護者・学校・地域と連携し、活動を行います。

5. 選出方法 本部役員および会計監査兼推薦委員会に立候補する場合、会計監査兼推薦委員会に届けを提出します。推薦することもできます。後期に役員選出の公示をし、立候補のないときは、人選を始めて3月総会前に候補者本人の同意を得て氏名を全会員に知らせ、総会で承認を得ます。

6. 総会 総会は、全会員によって構成される、この会の最高議決機関です。

- (1) 定期総会は、原則として年2回、年度始めと年度末に開催します。  
(2) 臨時総会は、役員会が必要と認めたととき、または、会員の10分の1以上の要求があったとき開催されます。  
(3) 総会は次のことを行います。  
●前年度の活動、決算、監査などの報告、承認  
●本年度の活動計画案、予算案の審議、承認  
●本部役員および会計監査兼推薦委員会の信任  
●その他の議案の審議、承認  
(4) 総会は、委任状を含めて会員の3分の1以上の出席を必要とし、議決は、出席者の過半数の同意をもって決定します。  
(5) 実施方法については、通常の集会形式のほかに、書面形式(HP・メール等の電磁的方法を含む)をもって総会に代えることができ、書面(議決権行使書など)の提出または電磁的方法による回答をもって総会への出席とみなします。

7. 会計 (1) この会の会計は、会費その他の収入によってまかないます。  
(2) 会費は1世帯につき、月額400円、1ヶ月分としますが、会員の事情により、減免することがあります。  
(3) 総会で議決された予算に基づいて行います。  
(4) 決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければなりません。  
(5) 会計年度は4月1日から翌年3月31日までです。

8. 会計監査 (1) この会に、会計を監査するため会計監査兼推薦委員会をおきます。  
(2) 年間の会計を監査し、結果を次年度総会に報告します。  
(3) 会計監査兼推薦委員会から2名選出し、会計の監査を行います。  
(4) 会計監査兼推薦委員会は、他の委員と兼ねることはできません。

9. 任期 すべての任期は1年とし、総会から次期総会までとします。(4月1日より3月31日)再任は妨げません。

10. 改正 この規約は、総会において出席者の3分の1以上の賛成がなければ改正することはできません。

11. 欠員 役員会、および会計監査兼推薦委員会に欠員ができたときは、役員会で処理します。校外指導委員会に欠員ができたときは、校外指導委員会で処理します。後任者の任期は、前任者の残任期間とします。

12. 慶弔 慶弔については、細則を定めます。

13. 個人情報取扱 個人情報の取り扱いについては、別紙「横浜市立平戸台小学校PTA 個人情報取扱規則」に定めます。

14. 施行 この規約は、昭和56年9月1日より実施します。

- (1) 昭和58年5月 9日より、一部改正
- (2) 昭和60年3月 6日より、一部改正
- (3) 昭和63年3月 3日より、一部改正
- (4) 昭和63年5月25日より、一部改正
- (5) 平成元年3月 2日より、一部改正
- (6) 平成3年 3月 4日より、一部改正
- (7) 平成 5年3月 3日より、一部改正
- (8) 平成 6年3月 3日より、一部改正
- (9) 平成 8年3月 2日より、一部改正
- (10) 平成11年2月26日より、一部改正
- (11) 平成15年2月21日より、一部改正
- (12) 平成19年5月23日より、一部改正
- (13) 平成20年3月14日より、一部改正
- (14) 平成22年5月20日より、一部改正
- (15) 平成25年5月23日より、一部改正
- (16) 平成26年5月22日より、一部改正
- (17) 平成28年5月19日より、一部改正
- (18) 平成30年5月17日より、一部改正
- (19) 平成31年3月31日より、一部改正
- (20) 令和 2年3月31日より、一部改正
- (21) 令和 3年3月31日より、一部改正
- (22) 令和 6年3月31日より、一部改正

## 慶弔規定

### <細則>

この規定は、平戸台小学校保護者と教師の会の会員および、本校児童、地域ボランティアに対する慶弔について定めたものです。

- (1) 会員および児童の死亡の場合は、香料と花輪または生花を供えます。  
上記(1)細則を踏まえ、香料・花輪または生花の金額は、下記のようにします。  
葬儀の形態(密葬・家族葬・斎場など)に関わらず、一律 香料5,000円、花輪または生花は原則15,000円とします。ただし、花輪・生花は、時価とし、変動する場合があります。  
  
\* 細則(1)の金額を検討・変更する場合は、学校と相談の上、最終判断とします。  
  
\* 会員への葬儀についての連絡は、ご家族と協議の上で意向に沿った対応をします。
- (2) 教職員の配偶者、実父母、子女および同居の義父母の死亡の場合は、香料と花輪または生花を供えます。
- (3) 教職員の転退職に際して記念品を贈ります。
- (4) 上記以外の場合は、その都度、役員会等で協議します。